

1号認定、2号認定、3号認定の認定区分について

認定こども園の利用に際しては、1号、2号、3号の教育・保育給付認定を受けることで費用や保育時間が決まります。

○1号認定 教育認定

満3歳以上の小学校就学前の児童（2号認定児童を除く）

教育標準時間 8:30～14:00（5.5時間）

○2号・3号認定 保育認定

2号認定～満3歳以上の小学校就学前の児童で「保育の必要性の認定」に該当する児童

3号認定～満3歳未満の小学校就学前の児童で「保育の必要性の認定」に該当する児童

保育標準時間認定 7:30～18:30（11時間）

保育短時間認定 8:30～16:30（8時間）

※保育時間はどちらかをお選びいただけます。

2号認定及び3号認定を受けるためには、下記のいずれかの「保育の必要性」の認定を市から受ける必要があります。

「保育の必要性」

- | | |
|----------------|--|
| 1 就労 | 月15日以上かつ月60時間以上のフルタイム就労・パートタイム勤務・夜間勤務・自営業・内職等 |
| 2 妊娠・出産 | 母親が妊娠・出産の場合（産前8週間前および産後8週間の経過する日の翌日が属する月の末日までの入園に限る） |
| 3 保護者の疾病・障がい | 保護者が傷病または心身に障がいがある場合 |
| 4 親族等の常時の介護・看護 | 保護者が傷病または心身に障がいがある親族等の常時の介護・看護を行っている場合 |
| 5 災害復旧 | 震災・火災・その他の災害の復旧にあたっている場合 |
| 6 求職活動 | 保護者が求職活動をしている場合 |
| 7 就学・職業訓練 | 保護者が資格取得等のために就学もしくは職業訓練をしている場合 |
| 8 虐待やDVのおそれがある | 虐待やDVにより養育支援が必要である場合 |
| 9 育児休業 | 育児休業を取得している場合（育児休業取得時にすでに保育を利用している場合に限る） |
| 10 その他 | 保育の必要性1～9に類する状態にある場合またはその他市長が必要と認める場合 |
- * 1号認定を希望する児童は保育の必要性の認定はありません